見積合わせに際しての注意事項

1　本項目の(1)から(3)は参加資格、(4) から(7)は落札資格となります。

(1)競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(3)入札参加地域の要件を設定した場合は、それに該当しているものであること。

(4)三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

(5)落札停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

(6)三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(7)該当の案件を履行するにあたり、必要な許認可等が必要な場合はそれを受けている者であること。

2　落札候補者は、落札資格の確認のため、契約事務担当所属が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。

(1)三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し

(2)消費税及び地方消費税についての納税証明書(所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し

(3) 1 の(7)を証明する書類の写し（必要とする場合に提出）

3　見積価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあっては、契約希望額に 108 分の 100 を掛けた額）としてください。(契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)

4　契約事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求めることができるものとします。

5　見積額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、後日くじ引きにて落札候補者を決定します。

6　三重県会計規則第 71 条の各号のいずれかに該当する者の提出した見積書は無効とします。

また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合となります。

なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の見積書は無効と取り扱います。

落札決定後の契約不履行は、落札停止要綱の対象となります。

(無効要件)

次に該当する見積については、その者の見積を無効とします。また、再度見積には参加できないものとします。

(1) 見積に参加する資格のない者が見積したとき。

(2) 見積者又はその代理人が同一事項の見積に対し二以上の見積をしたとき。
(例：同じ事業者の本店、支店(営業所等) が同一案件に見積を行った場合)
(3) 見積者又はその代理人が他人の見積の代理をしたとき。
(4) 見積に際して談合等の不正があったとき。
(5) 見積者が定刻までに見積書を投函しないとき。
(6) 見積者が提出した見積書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき。
(7) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
(8) 再度見積において、見積価格が前回の見積における最低額と同額以上の見積をしたとき。

7 契約保証金は、契約金額の１００分の１０以上の額とします。ただし、会社更生（再生）手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定をうけている者（更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、契約金額の１００分の３０以上とします。また、規則第７５条第４項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第７５条第４項の第１号、第２号及び第４号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去３年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書を提出していただく場合があります。

8 受注者が、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴排要綱」という。）第３条又は第４条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

9 受注者は、契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア断固として不当介入を拒否すること。

イ警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ契約事務担当所属に報告すること。

エ契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

10 契約締結権者は、受注者が 9 のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第 7 条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

11 契約書の作成、提出については、規則第７６条、第７７条によります。

12 見積者が１者となった場合に見積を中止又は延期する場合があります。

13 本注意事項に記載がない事項については、規則に定めるところによります。